入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年８月23日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　前田　信弘
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新大宮上尾道路（与野～上尾南）与野出入口上部工事
⑶　工事場所　埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目、三丁目及び本町西五丁目
⑷　工事内容　鋼４径間連続合成床版細幅箱桁１連、鋼４径間連続合成床版箱桁１連、附属物の実施設計、製作及び架設
①　高架橋新設工
・上部工（鋼重：約1,070ｔ）
与野入口　鋼４径間連続合成床版細幅箱桁　１連（約200m、約640ｔ）
与野出口　鋼４径間連続合成床版箱桁　１連（約190m、約430ｔ）
合成床版（入口・出口）　約3,310㎡
支承（入口・出口）　14基
高欄工（入口・出口）　約790m
・附属物工
伸縮継手（入口・出口）　一式
落橋防止装置（入口・出口）　一式
排水装置（入口・出口）　一式
施設附属物（入口・出口）　一式
②　既設支承受台改築工
・既設支承受台改築工（入口・出口）
２箇所（約11ｔ）
③　実施設計　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1050日間
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案評価方式の対象工事である。
②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
・架設工法については、技術提案の範囲とする。
③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては下記５⑴の担当課に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
④　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日交替制モデル工事（発注者指定方式）である。
⑤　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＣＩＭ対象工事である。
⑥　技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に下記５⑴の担当課に連絡するものとする。
⑦　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
⑶　平成19年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。
①　単体又は共同企業体の代表者
・鋼連続箱桁道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）の製作及び架設工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において夜間の車線規制を伴う鋼道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）の架設工事
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　共同企業体の代表者以外の構成員
・鋼連続箱桁道路橋の製作及び架設工事
・夜間の車線規制を伴う鋼道路橋の架設工事
上記工事は平成19年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）並びに④⑤に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和６年４月１日（月）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人）のうち少なくとも１名は、平成19年度以降に以下に掲げるすべての工事の経験を有する者であること。ただし、同一工事ですべての工事の経験を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・鋼連続箱桁道路橋の架設工事
・夜間の車線規制を伴う鋼道路橋の架設工事
なお、上記工事は平成19年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
④　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者
イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
⑤　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成24年度以降に設計監理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。
・鋼連続箱桁道路橋の実施設計※1
※１　実施設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。
・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務
・国土交通省における「詳細設計」業務
・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。